

令和5年 第1回教育委員会会議録

令和5年1月18日（水）

甲州市教育委員会

第1回教育委員会 会議録

日 時 令和5年1月18日(水) (午前9時30分から)

場 所 甲州市役所 第一会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	永 田 清 一
委 員	加 藤 幸 夫	委 員	田 口 由 季
委 員	依 田 智 子		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	雨 宮 邦 彦	教育総務課L	廣 瀬 剛
教育総務課L	金 澤 祐 子	生涯学習課長	飯 島 泉
生涯学習課L	森 一 幸	指 導 主 事	那 須 栄 樹
指 導 主 事	岩 下 和 子	教育総務課L	高 石 宏 満
事 務 担 当	望 月 仁 美		

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第1号 甲州市立小中学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則制定について

教育長

ただいまから、甲州市教育委員会1月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は4名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に永田職務代理者を指名いたします。

それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長

それでは、日程第1については、以上で終わらせていただきます。

日程第2 議案第1号 甲州市立小中学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について教育総務課長お願いします。

教育総務課長

それでは、日程第2 議案第1号 甲州市立小中学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。11月の定例会、12月の臨時会、定例会において、教育委員の皆様方に井尻小PTAからの要望書についてご協議頂きました。ありがとうございました。その内容を反映する形で、通学区域に関する規則を一部改正させていただくものであります。教育委員会規則の概要をご覧ください。1ページです。まず、趣旨でございますが、松里中学校と塩山中学校が統合するまでの間の特例として、令和5年度以降に中学校に入学する生徒のうち井尻小学校の通学区域に住所のある者については、就学校の変更の手続きによらず、塩山中学校へ入学できることとするため、所要の改正を行うものでございます。内容といたしまして、1. 規則改正の背景等でございます。井尻小学校PTA会員一同から、教育委員会に対して「松里中学校統廃合見直しに関する要望書」及び「追加要望書」が提出され、教育委員会において審議を重ねた結果、井尻小学校保護者からの要望を尊重し、令和5年度以降に中学校へ入学する生徒について、井尻小学校の通学区域に住所のある者については、松里中学校と塩山中学校が統合するまでの間、「学校教育基本法施行令」第8条の規定による就学校の変更の申立によらずに、塩山中学校に入学できることとすることを決定していただきました。この決定に合わせ、塩山中学校の通学区域について所要の改正を行うものでございます。2. 規則改正の内容でございます。附則に令和5年度以後に中学校に入学する生徒の通学区域については、当分の間、別表塩山中学校の通学区域に同表井尻小学校の通学区域を加えるとする規定を加えるものでございます。その他規定に整備を行います。施行期日については、公布の日から施行するというものでございます。具体的には3ページをご覧ください。新旧対照表でございます。左側が改正後の案であります。通学区域の特例として、先程の文言を新設し、こちらに加えるものでございます。下にあります別表については、松里小学校と井尻小学校の通学区域について、松里小学校は「市道三日市場27号線、同28号線、同29号線以北」となっていたものについて、それぞれの市道名の後ろにも「以北」を入れ、「市道三日市場27号線以北、同28号線以北、同29号線以北」とするものです。井尻小学校はそれぞれ「以南」を加えるものでございます。4ページから現行の規則を掲載してございます。こちらの附則の3番目に先程の文言を入れて参ります。5、6ページに現行の別表がございまして、6ページの一番上、塩山中学校の通学区域のところ、5ページにあります、井尻小学校の通学区域を加えるという形で特例として定めていきたいというものでございます。説明は以上です。

教育長

ありがとうございました。それでは、教育総務課長より規則の一部を改正する規則制定について説明がございましたが、委員の皆様方からご質問、ご意見等ございますか。

永田職務代理者 はい。「以北」「以南」を付け加えたことは、曖昧さがなくなり、混乱を防ぐことが出来るので良いと思います。

教育長 ありがとうございます。他に何かございますか。

田口委員 永田職務代理者のご意見に同意します。

加藤委員 はい、賛成です。趣旨に則った規則改正ですので、この通りをお願いできればと思います。

教育長 ありがとうございます。その他ございますか。

「なし」の声

教育長 皆様ありがとうございました。それでは、お諮りします。日程第2 議案第1号 甲州市立小中学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定につきましては、提案どおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 それでは、原案のとおり可決するものといたします。ありがとうございました。

それでは、次回 2月教育委員会は2月21日午前9時30分から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 それでは、次回 2月教育委員会は2月21日午前9時30分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。